

# 和光市健全な財政運営 に関する条例（案）

パブリックコメント  
【逐条解説】

## 【目次】

第1章 総則	3
第1条 目的	
第2条 定義	
第3条 財政運営の基本方針	
第4条 市長の責務	
第2章 財政運営の指針	5
第5条 歳入の確保及び歳出の見直し	
第6条 公共施設その他の資産の管理	
第7条 基金	
第8条 起債	
第9条 使用料等の見直し	
第10条 補助金等の見直し	
第11条 委託料等の見直し	
第12条 情報の公表	
第13条 財務諸表の作成及び公表	
第14条 財政運営判断指標の算定及び公表	
第3章 計画的な財政運営	12
第15条 中期財政計画の策定	
第16条 実施計画の策定	
第17条 個別計画の策定	
第18条 予算の編成	
第4章 雑則	14
第19条 委任	

市は、総合計画に掲げる将来都市像を市民と共有し、その実現に向けた市民との協働によるまちづくりを進めている。

この将来都市像を実現するためには、将来を見据えて、施策を着実に進めていくことが重要であり、限られた財源の中で、財政の健全性を保ちながら、計画的かつ効率的な財政運営を行っていく必要がある。

そこで、財政運営の基本的事項を定め、計画的な財政運営の仕組みを構築し、将来世代に過度な負担を残すことのない安定した財政運営を確保し、もって市民生活の向上に寄与するため、この条例を制定する。

**【解説】**

条例制定の意味、ねらいを明らかにしていくため、前文を定めました。

## 第1章 総則

### 第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、市の財政運営に関し基本的な事項を定めることにより、健全な財政運営の確保を図り、もって市民福祉の向上に資することを目的とする。

**【解説】**

- 1 本条は、本条例の目的を定めたものです。
- 2 本条例の目的は、市の財政運営に関し基本的な事項を定めることにより、健全な財政運営の確保を図り、健全な財政運営によってもたらされた財源を原資として、施策を安定的かつ効率的に推進することにより、市民福祉の維持及び向上させることです。

### 第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市政運営の最も基本な計画で、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものをいう。
- (2) 中期財政計画 中期的な期間における各年度の財政見通しをいう。
- (3) 行政経営方針 中期財政計画を踏まえ、総合計画に基づく施策の方向性及び優先度を示した方針で、実施計画策定の指針となるものをいう。
- (4) 実施計画 総合計画に基づく施策及び方針を戦略的に推進するため、事業の優先度を明確にした計画で、予算編成の指針となるものをいう。
- (5) 個別計画 総合計画以外の計画で、特定の行政分野において個別的に策定された

ものをいう。

【解説】

- 1 本条は、本条例の規定に関し必要な用語について、定義を定めたものです。

### 第3条 財政運営の基本方針

( 財政運営の基本方針 )

第3条 市は、将来に責任を持ち、持続可能な財政構造を構築するとともに、透明性の高い財政運営を行わなければならない。

- 2 市は、中長期的な財政見通しの下に、計画的かつ効率的な財政運営を行わなければならない。

【解説】

- 1 本条は、市が財政運営を行うに当たりよるべき基本方針について定めています。

- 2 第1項関係

- (1) 「将来に責任を持ち」とは、現世代と後世代の住民の間の負担の公平性や、現在行っている地方債の発行等が将来の財政運営にどのような影響を及ぼすかについて十分検討しなければならない旨を定めています。
- (2) 「持続可能な財政構造を構築する」とは、将来にわたり必要な行政サービスを提供できる財政構造を構築しなければならない旨を定めています。
- (3) 「透明性の高い財政運営」とは、財政運営に関する資料は複雑で、専門的であることから、分かりやすさに配慮しながら、財政情報の積極的な公表を行う旨を定めています。

- 3 第2項関係

- (1) 「中長期的な財政見通しの下に」とは、予測しがたい情勢の変化に対応できるよう、中長期的な視点から財政状況の見通しを持たなければならない旨を定めています。なお、第15条において、市長は、中期財政計画を策定しなければならないと定められています。
- (2) 「計画的かつ効率的な財政運営」とは、財政運営に当たり、自ら定めた計画にのっとり規律を保ち、又、予算執行等の財政運営に当たっては、「最少経費による最大効果」を挙げなければならない旨を定めています。

### 第4条 市長の責務

( 市長の責務 )

第4条 市長は、前条に規定する財政運営の基本方針に基づき財政を健全に運営しなければならない。

- 2 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を議会の議決を経て策定しなければならない
- 3 市長は、地方自治法その他関係法令の趣旨を踏まえ、適切な会計処理を行わなければ

ならない。

【解説】

1 本条は、市長の果たすべき責務について定めています。

2 第1項関係

財政運営の方針とは、財政運営に当たり市がよるべき方向性を示したものです。このことから、本項では、自治体経営の最高責任者である市長が「財政運営の方針」を守り、その方針に基づいて財政を健全に運営しなければならない旨を定めています。

3 第2項関係

(1) 「総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を議会の議決を経て策定しなければならない。」とは、計画的で効率的な行政運営を行うためには、総合計画を策定し、その計画に基づき施策等を推進していく必要があることから、市長が総合的かつ計画的な行政運営を行うため、市の総合的な計画である総合計画を策定しなければならない旨を定めています。

(2) 「議会の議決を経て」とは、総合計画は、市の最も重要な計画であることから、これまで議決事件とされていた基本構想と同様に、住民の代表機関である議会という公開された場において討議され、議決を得なければならない旨を定めています。「議会の議決を経て」とすることにより、地方自治法第96条第2項の規定により議決事件となります。

4 第3項関係

本項では、関係法令を遵守しつつ、最も適切な会計処理を行わなければならない旨を定めています。

## 第2章 財政運営の指針

### 第5条 歳入の確保及び歳出の見直し

(歳入の確保及び歳出の見直し)

第5条 市長は、歳入について、増収を図るための手法を検討するとともに、公租公課等の適切な徴収に努めなければならない。

2 市長は、歳出について、継続的な事務の見直し及び合理化並びに計画的かつ効率的な予算執行に努めなければならない。

【解説】

1 本条は、市の財政運営において重要な位置を占める歳入及び歳出についての基本的な事項を定めています。

2 第1条関係

第1条の解説でも述べたように社会経済情勢が変化する中、市の税収は伸び悩んでおり、今後より一層財源の確保が厳しくなることが予想されます。

このことから、本項では、市が増収を図るための方策を検討し、及び市税の徴収率の向上、市の債権の適切な管理等に努めなければならない旨を定めています。

### 3 第2項関係

- (1) 地方公共団体は、事務の執行に当たっては、最少経費による最大効果を挙げるよう努めなければなりません。このことから、本項では、業務効率化について歳出の面から規定しています。
- (2) 「継続的な事務の見直し及び合理化」とは、事務事業の見直し等を行い、効率的な行政運営に努めなければならない旨を定めています。
- (3) 「計画的かつ効率的な予算執行」とは、予算の執行に当たっては、自ら定めた計画にのっとり規律を保ち、最少経費による最大効果を挙げるために事務の合理化を図るよう努めなければならない旨を定めています。

#### 【運用】

#### 1 第1項関係

増収を図るための方策としては、法定外税の新設、公共施設等の有効活用及び国及び県の補助金の有効活用等並びに総合的なまちづくりの観点から産業誘致、国の事業の誘致等が考えられます。

#### 2 第2項関係

委託又は指定管理により実施している事業については、委託等により実施することが適当か、支払っている委託料等が適当かなどについて検討を行います。

#### 【用語の説明】

公租公課 地方公共団体などが強制的に賦課徴収する、国税、地方税などの「公租」と、租税以外の賦課金や罰金などの「公課」を含めたものをいいます。

## 第6条 公共施設その他の資産の管理

### (公共施設その他の資産の管理)

第6条 公共施設その他の資産は、次に掲げるところにより、長期的な観点から適切に管理されなければならない。

- (1) 維持及び修繕に要する見込みの費用を計算すること。
- (2) 使用の状況を踏まえ、用途の見直し、統廃合等の可能性を検討すること。

#### 【解説】

- 1 本条は、資産の管理及び運用についての基本的な事項を定めています。
- 2 本条は、市の資産が資産の修繕等に掛かる予算をあらかじめ積算し基金に積み立てるなど、長期的な観点から善良なる管理者の注意をもって資産を管理され、当該資産の用途用途に応じて最も効果が上がるように資産を活用されなければならない旨を定めています。

## 第7条 基金

### (基金)

第7条 市は、市税収入の急激な減少、災害発生その他緊急を要し、かつ、必要やむを得ない行政需要に対応するため、適当と認められる額の資金を財政調整基金に留保しなければならない。

2 市は、安定した財政運営に資するため、資金の留保の必要が認められる事業については、基金を設けて計画的に資金の積立てを行うよう努めなければならない。

【解説】

1 本条は、市が設置する基金についての基本的な事項を定めています。

2 第1項関係

本項は、地方財政法により年度間の財源調整のために設置が義務付けられている財政調整基金について規定しています。

3 第2条関係

本項では、将来の財政負担を考慮し、事業が計画的に実施できるよう、計画的に資金を積み立てるよう努めなければならない旨を定めています。

【用語の説明】

財政調整基金 年度によって生じる財源の不均衡を調整するために積み立てておくもので、地方財政法第4条の3の規定により設置が義務づけられている基金をいいます。

第8条 起債

(起債)

第8条 市は、地方債の発行(以下「起債」という。)に当たっては、次に掲げる事項に留意し、起債の適否、限度額等を決定しなければならない。

(1) 起債以外の財源調達の可能性

(2) 将来において当該地方債の償還を市民が負担することの妥当性

(3) 後年度の財政運営に与える影響

2 市は、毎年度の起債の合計額が地方債元金償還額を下回るよう努めなければならない。ただし、重要又は緊急な行政課題に対応するため特に必要がある場合については、この限りでない。

3 市長は、前項ただし書きの規定により起債を行うときは、その理由を明らかにしなければならない。

【解説】

1 本条は、地方債の発行(以下「起債」という。)についての基本原則を定めています。

2 第1項関係・第2項関係

起債は市の歳入手段の一つですが、後年度にわたり財政に大きな影響を及ぼすことから、地方債の発行に当たっては、特に注意する必要があります。

また、地方債の償還に係る経費は、借り入れによって支払義務が確定するものであり、人件費等の他の義務的経費と比べても義務的性格が強いものとなります。一度こうした経費が増大すると、短期間に縮小することは難しく、財政の硬直化をもたらすため、市

は、財政運営上特に注意を払い、負債に対する世代間の負担の均衡に配慮しつつ、償還能力の観点から負債の抑制を図る必要があります。

このことから、第1項では、起債に当たり、市が留意しなければならない事項について、第2項では、市が起債するに当たっては、毎年度の起債の合計額が当該年度の地方債元金償還額を下回るよう努めなければならない旨を定めました。

### 3 第2項ただし書関係

「緊急又は重要な行政課題に対応するために必要がある場合」とは、災害又は不測の事態が生じた場合、社会経済状況等の変化により発生した新たな行政課題に対して、迅速かつ機動的に対応するため、一時的に大きな財政出動が避けられない場合等を想定しています。具体的には、駅北口土地区画整理事業、学校建設等が挙げられます。

#### 【用語の説明】

1 地方債 地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条ただし書及び同法以外の法令により発行した地方債をいいます。

地方債の主な機能は、次のとおりとなります。

- (1) 財源の不足を補う。
- (2) 年度間の財源調整し負担の平準化を図る。
- (3) 世代間の負担の公平化を図る（例えば、現世代が起債により調達した資金により整備した公共施設等は、将来世代も利用しその利益を受ける。このように受益と負担について、将来世代による負債の償還という形で公平性を図ることができます。）。

2 地方債元金償還額 地方債の返済に掛かるお金のうち元金分をいいます。

### 第9条 使用料等の見直し

（使用料等の見直し）

第9条 市は、使用料、手数料、負担金等について、受益と負担の関係を考慮し、定期的に見直しを行わなければならない。

#### 【解説】

1 本条は、使用料、手数料、負担金等について、定期的に見直しを行うことを定めています。

2 「受益と負担の関係を考慮」とは、使用料、手数料、負担金等は、歳入の中でも公共施設の利用者など特定の市民等から徴収するものであるため、利用する市民と利用しない市民の間での受益と負担のバランスについて考慮しなければならない旨を定めています。

#### 【用語の説明】

1 使用料 行政財産の目的外使用又は公の施設の使用の対価として徴収する料金をいいます。なお、使用料には、地方公営企業の料金も含まれ、水道料金も該当することになります。



- 2 手数料 特定の者のために行う公の役務に対し、その費用を補うため、又は報償として徴収する料金をいいます。
- 3 負担金 特定の事業に要する経費に充てるために、その事業に特別の関係のある者に対して課する公法上の金銭給付義務のことをいいます。

#### 第10条 補助金等の見直し

(補助金等の見直し)

第10条 市長は、補助金等について、公益性、公平性、有効性等の観点から、定期的に見直しを行わなければならない。

##### 【解説】

- 1 本条は、補助金等について、定期的に見直しを行うことを定めています。
- 2 歳出のうち、補助金等は、地方自治法第232条の2の規定により公益上必要がある場合に交付できると規定されており、市が行う施策を効果的に推進する上で必要があると認められる場合に特定の市民、団体等に補助を行っています。

#### 第11条 委託料等の見直し

(委託料等の見直し)

第11条 市長は、委託料等について、有効性、効率性等の観点から、定期的に見直しを行わなければならない。

##### 【解説】

- 1 本条は、委託料等について、定期的に見直しを行うことを定めています。
- 2 委託料とは、委託料、指定管理料を言います。

#### 第12条 情報の公表

(情報の公表)

第12条 市長は、市民及び議会に対して財政に関する情報を、積極的に公表しなければならない。

##### 【解説】

本条は、市長が行う情報の公表について定めています。健全な財政運営を目指す上で、市民及び議会に財政について理解を求め、協力を得ることが重要となります。

このことから、市長が市民及び議会に対して財政に関する情報を積極的に公表しなければならない旨を定めています。

#### 第13条 財務諸表の作成及び公表

(財務諸表の作成及び公表)

第13条 市長は、毎年度、次に掲げる財務諸表を作成し、これを議会に報告するとともに公表しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 純資産変動計算書
- (4) 資金収支計算書

2 前項各号の財務諸表は、次に掲げる区分ごとに、作成されなければならない。

- (1) 普通会計に係る財務諸表
- (2) 普通会計及び公営事業会計並びに市が出資する法人等に係る会計を連結した財務諸表

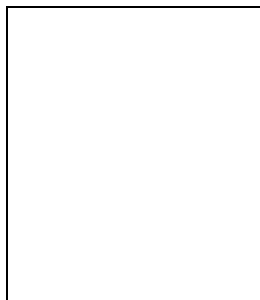
【解説】

1 本条は、市長が作成し、議会に報告するとともに公表しなければならない財務諸表について定めています。

2 第1条関係

財務諸表の種類、意義及び定義は次の表のとおりとなります。財務諸表の作成により、市の財政をフローとストックの両面から把握することができます。

種類	意義	定義
貸借対照表	基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産、負債、純資産などのストック項目の残高）が明らかになります。	作成基準日時点における地方公共団体の保有する財産（資産）とその財産を形成するために使用した財源（負債・純資産）を対照表示したものです。左側（借方）の財産と右側（貸方）の財源の金額が必ず均衡するため、バランスシートとも呼ばれます。
行政コスト計算書	その差額として、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税収等でまかなうべき行政コストが明らかになります。	4月1日から翌年3月31日（作成基準日）までの1年間で、地方公共団体が提供した資産形成に結びつかない行政サービスに要した費用とその費用のうち受益者が負担した金額を表したものです。
純資産変動計算書	地方税、地方交付税などの一般財源、国庫支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常費用が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、一年間の純資産総額の変動が明らかになります。	貸借対照表の貸方の「純資産の部」の計上額が、1年間でどのように増減したかを表したものです。
資金収支計算書		1年間の資金（歳計現金、キャッシュ・フロー）の収支状況（地方公



共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れ)を「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」及び「投資・財務的収支の部」の3つの区分に分けて表したものです。現金等の収支の流れを示したものであることから、キャッシュ・フロ－計算書とも言います。

2 第2項関係

地方公共団体と関係団体を総合した連結財務書類を作成することにより、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況など、普通地方公団体を中心とする行政サービスの提供主体の財務状況を一体的に把握することが可能となります。

【用語の説明】

- 1 普通会計 公営事業会計を除いた会計とされ、和光市では、一般会計のみが該当します。
- 2 公営事業会計 普通会計以外の会計とされ、和光市では、水道事業会計、下水道事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び介護保険事業特別会計が該当します。

第14条 財政運営判断指標の算定及び公表

(財政運営判断指標の算定及び公表)

第14条 市長は、毎年度、会計管理者から決算の提出を受けた後、速やかに次に掲げる財政運営判断指標を算定し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- (1) 経常収支比率
- (2) 財政調整基金比率
- (3) 地方債残高比率
- (4) 人口1人当たりの地方債現在高
- (5) 実質公債費比率
- (6) 将来負担比率
- (7) 特定目的基金を含めた実質単年度収支

【解説】

- 1 本条は、財政運営状況を示す指標として、財政運営判断指標を定め、公表等の義務について定めています。
- 2 財政運営判断指標の、種類、意義及び定義は次の表のとおりとなります。

指標の種類	意義	定義
経常収支比率	財政構造の弾力性を測る指標	人件費、扶助費及び公債費のように毎年度経常的に支出される経費に対して、市税等のように毎

		年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す比率をいいます。 この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることとなります。
財政調整基金比率	財源の留保についての指標	標準的な1年間の収入に対して財政調整基金への積立が占める割合を示す比率をいいます。
地方債残高比率	地方債残高の 度合いを測る指 標	標準的な1年間の収入に対して、地方債の残高がどの程度の割合であるかを示す比率をいいます。
人口1人当たりの 地方債現在高		住民基本台帳人口（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市町村に備えてある住民基本台帳に記録されている住民の人口をいいます。）に対して、一般会計の地方債の残高がどの程度あるかを示すものをいいます。
実質公債費比率	借金返済の大きさを測る指標	標準的な1年間の収入に対して、当該年度の公債費等（借金の返済等）に充てられた一般財源の額がどの程度の割合であるかを示す比率をいいます。
将来負担比率	将来の財政負担の大きさを測る指標	地方債残高等、将来への負担となる金額が標準財政規模に対してどの程度の割合であるかを示すものをいいます。
特定目的基金 を含めた 実質単年度収支	年度の純粋な 収支	単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金及び特定目的基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金及び特定目的基金の取崩し額）を差し引いた額。

実質公債費比率及び将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において公表が義務付けられている指標となります。

- 2 本条は、市長が会計管理者から決算の提出を受けた後、財政運営判断指標の実績値を確定させ、その実績値を速やかに議会へ報告するとともに、公表しなければならない旨を定めています。

#### 【用語の説明】

- 1 会計管理者 地方自治法第168条の規定により置かれた地方公共団体の会計をつかさどる一般職の職員をいいます。

### 第3章 計画的な財政運営

#### 第15条 中期財政計画の策定

(中期財政計画の策定)

第15条 市長は、毎年度、総合計画との整合性を図った上で、中期財政計画を策定し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 中期財政計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出見込額
- (2) 財政調整基金その他財政の安定化のために資金を留保している基金の現在高見込額
- (3) 地方債の現在高見込額
- (4) 財政運営判断指標の見込み
- (5) 財政運営判断指標の目標値

【解説】

1 本条は、中期財政計画の策定義務等について定めています。

2 第1項関係

(1) 「総合計画との整合性を図った上で」とは、市の主要な施策は、総合計画に基づき計画的に行われるものであることから、中期財政計画は、総合計画との整合性を図らなければならない旨を定めています。このことにより、財政的な裏づけのない政策選択に歯止めをかける効果が期待されます。

(2) 「中期的な期間」とは、原則として5年間とします。

(3) 「中期的な期間における各年度の財政見通し(以下「中期財政計画」という。)を策定し」とは、自治体財政は、単年度予算主義の原則に基づき運営されていますが、計画的な財政運営を行っていくには、財政について中期的な見通しを持つことが必要となるため、市長が毎年度、中期財政計画を策定しなければならない旨を定めています。

3 第2項関係

本項は、中期財政計画に記載しなければならない事項について定めています。

【用語の説明】

1 一般会計 行政運営の基本的な経費を経理する中心的な会計をいいます。

2 特別会計 特定の事業を行う必要がある場合や、法律により設置が義務付けられている会計をいいます。和光市では、光市国民健康保険特別会計、和光市後期高齢者医療特別会計、和光市老人保健特別会計、和光市介護保険特別会計、和光市下水道事業特別会計を設置しています。

第16条 実施計画の策定

(実施計画の策定)

第16条 市長は、毎年度、行政経営方針に基づき、実施計画を策定しなければならない。

【解説】

1 本条は、実施計画の策定義務等について定めています。

2 市長は、実施計画策定に当たり、その策定の指針となる方針（行政経営方針）を毎年度、中期財政計画との整合性を図り策定し、この方針に基づき、各部局は目標を立て、施策等の見直し及び改善を行い、施策等の実現を図ります。

#### 第17条 個別計画の策定

（個別計画の策定）

第17条 市長は、個別計画の策定に当たっては、中期財政計画との整合性及び当該計画に要する費用を考慮し、その実効性を高めるよう努めなければならない。

##### 【解説】

計画的な行政運営を進めるためには、総合計画に限らず予算を伴う各施策別の計画についても、財源の根拠があるものとして策定することが必要です。

このことから、本条では、市長が予算を伴う計画を策定するに当たって、実施計画及び中期財政計画と整合性を図り、必要となる予算の財源を明らかにすることにより、その実効性を高めるよう努めなければならない旨を定めました。

#### 第18条 予算の編成

（予算の編成）

第18条 市長は、予算の編成に当たっては、実施計画との整合性を図らなければならない。

##### 【解説】

本条は、予算の編成に当たっては、総合計画に掲げられた施策等を确实かつ効率的に推進するための計画である実施計画及び財政について中期的な見通しである中期財政計画との整合性を考慮し、施策等を効果的に推進するための予算を編成しなければならない旨を定めています。

##### 【用語の説明】

予算 予算とは、一定期間における収入収支の見積り又は計画をいいます。予算の提案権は、市長に専属し、議会の議決を経て、市長に財政執行権が与えられます。

#### 第4章 雑則

#### 第19条 委任

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

##### 【解説】

条例の施行に当たって必要となる細目的な事項については、規則、告示その他の手法で

定めることとします。

附 則

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【解説】

この条例は、平成25年4月1日から施行されます。